

愛媛県環境審議会委員公募要領

1 目 的

環境の保全に関する基本的事項等を調査・審議するために設置している愛媛県環境審議会（以下「審議会」という。）において、調査・審議過程への県民参加の促進を図るため、審議会の委員を広く県民から募集するものとする。

2 定 数

審議会の公募による委員の定数は、1名とする。

3 公募資格

次のいずれにも該当する者。ただし、国、地方公共団体の議員・公務員を除く。

- (1) 県内に居住していること。
- (2) 環境活動（環境学習・情報提供、自然保護、環境に配慮した消費者活動、生活改善、地域・職域活動等）の経験を有すること。
- (3) 年齢18歳以上であること。

4 応募方法

公募申込書に「今の愛媛の環境について思うこと」をテーマにした小論文（800字程度）を添付のうえ、郵送等で応募するものとする。

5 広報及び募集期間

(1) 広報

次の方法により周知を図るものとする。

- ア 県ホームページへの掲載
- イ 県公式SNSへの掲載
- ウ 募集用チラシ（県の庁舎、市町役場等へ配布）

(2) 募集期間

令和8年9月7日（月）～10月14日（水）17時15分まで（必着）

6 委員の選考

(1) 選考の方法

愛媛県環境審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、提出された小論文により選考する。ただし、選考委員会において必要と判断する場合は、面接を行うことができる。

(2) 選考委員会

選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

- ア 県民環境部環境局長
- イ 県民環境部環境局環境技術専門監
- ウ 県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課長

7 選考結果の通知

選考委員会で決定後、速やかに応募者に対し通知するものとする。